

旅行業約款の認可申請について

旅行業者の旅行業約款の認可申請にあたっては、旅行業法第12の2の規定が根拠となります。観光庁に対する第一種旅行業者の約款について認可申請書は次のとおりとなっております。

旅行業法（抜粋）

（旅行業約款）

第12条の2 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2 観光庁長官は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によってしなければならない。

一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。

3 旅行業者等は、旅行業約款（旅行業者代理業者にあつては所属旅行業者の旅行業約款、第14条の2第1項又は第2項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行業者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かななければならない。

1. 現地発着約款（ランドオンリー約款）

旅行開始地及び旅行終了地がいずれも海外である場合の認可申請です。

（申請書等：別添1）

2. クルーズ約款（フライ&クルーズ約款）

クルーズ旅行振興のため、日程中に3泊以上のクルーズを含む海外の募集型企画旅行及び同受注型企画旅行（本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する海外旅行を除く。）フライ&クルーズ旅行に係る取消料について、これを設定する旅行業約款の認可申請です。

（申請書等：別添2）

3. クルーズ約款（フライ&クルーズ約款）及び現地発着約款（ランドオンリー約款）

クルーズ旅行において、旅行開始地及び旅行終了地がいずれも海外である場合は、2つの旅行業約款についての認可申請です。

（申請書等：別添3）

4. コンビニ約款（コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売に関する約款）

募集型企画旅行等の販売について、旅行業者の営業所以外の場所を使用して、募集型企画旅行契約の締結、運送等サービス提供機関の代理行為を行う場合の旅行業約款の認可申請です。

（申請書等：別添4）

5. 受注型企画旅行契約約款（実額精算による取消料の設定）

受注型企画旅行の取消料の設定について、現行の標準旅行業約款に準じた取消料規定に加えて、企画書面に旅行サービス提供機関が旅行業者に課す取消料、違約料の実額を明示することにより、その実額をお客様に請求することも可能となる旅行業約款の認可申請です。

（申請書等：別添5）

6. PEX 運賃等の取消料・違約料を反映した取消料を設定することができる旅行業約款

PEX 運賃等を利用した募集型企画旅行について、PEX 運賃等の取消料・違約料を反映した取消料を設定することができる旅行業約款の認可申請です。

（申請書等：別添6）

7. 宿泊施設がより高い等級のものへ変更になった場合に変更補償金の支払い対象としないこととすることができる旅行業約款

募集型企画旅行及び受注型企画旅行で宿泊施設がより高い等級のものへ変更になった場合に変更補償金の支払い対象としないこととすることができる旅行業約款の認可申請です。

（申請書等：別添7）

8. PEX 運賃等を利用した募集型企画旅行の取消料の設定及び変更補償金の支払い対象の変更のための旅行業約款

PEX 運賃等を利用した募集型企画旅行について、PEX 運賃等の取消料・違約料を反映した取消料を設定することができる旅行業約款及び募集型企画旅行及び

受注型企画旅行で宿泊施設がより高い等級のものへ変更になった場合に変更補償金の支払い対象としないこととすることができる旅行業約款の認可申請です。

(申請書等：別添 8)

9. 事業者を相手方とする受注型企画旅行契約約款（受注型 BtoB 約款）

事業者を相手方とする受注型企画旅行について、事業者との合意（特約）により標準旅行業約款の取消料表の上限を超える取消料を設定することができる旅行業約款の認可申請です。

(申請書等：別添 9)

【問合せ先】

観光庁旅行振興担当参事官室 登録係 03-5253-8111
内線 27-340、27-341、27-342